

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年5月21日

【会社名】 三協立山株式会社

【英訳名】 Sankyo Tateyama, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山下 清胤

【本店の所在の場所】 富山県高岡市早川70番地

【電話番号】 (0766)20-2121

【事務連絡者氏名】 財務部長 長谷和彦

【最寄りの連絡場所】 富山県高岡市早川70番地

【電話番号】 (0766)20-2121

【事務連絡者氏名】 財務部長 長谷和彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
7,537,500,000円
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
7,537,500,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 三協立山株式会社 東京総務部
(東京都中野区中央一丁目38番1号)
三協立山株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号
クイーンズタワーB)
三協立山株式会社 名古屋総務経理課
(愛知県名古屋市中区栄二丁目3番6号)
三協立山株式会社 大阪総務経理課
(大阪府大阪市西区鞆本町一丁目9番15号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年5月20日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、同日に「新株予約権の行使時の払込金額」が確定し、その他関連する事項が決定され、また、添付書類に漏れがありましたので、記載事項の一部を訂正するとともに、添付書類を提出するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)

「償還の方法」欄

(新株予約権付社債に関する事項)

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

2 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)

「償還の方法」欄

(新株予約権付社債に関する事項)

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

d. 割り当てようとする株式の数

3 発行条件に関する事項

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

5 第三者割当後の大株主の状況

第三部 参照情報

第1 参照書類

5 臨時報告書

6 臨時報告書

7 臨時報告書

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の追加)

- ・事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移
- ・取締役会議事録

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____(下線)を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

「償還の方法」欄

(訂正前)

償還の方法	2. 社債の償還の方法及び期限 (5) 組織再編行為による繰上償還 < 前略 > 組織再編行為償還金額(%)											
	償還日	参照バリエーション										
		60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160
	平成27年 6月5日	98.96	101.24	103.84	106.67	110.43	115.73	122.67	130.94	140.16	150.02	160.00
	平成28年 6月5日	98.18	98.71	100.15	103.01	107.53	113.60	120.92	130.01	140.00	150.00	160.00
	平成29年 6月5日	99.00	99.12	99.80	101.89	106.12	112.50	120.52	130.00	140.00	150.00	160.00
	平成30年 5月29日	99.98	99.98	99.98	99.98	100.59	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00
(注) 上記表中の数値は、平成27年5月19日現在における見込みの数値であり、当初の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、当社の代表取締役社長山下清胤が、当社取締役会の授権に基づき、当初の転換価額の決定と同時に決定する。												

(訂正後)

償還の方法	2. 社債の償還の方法及び期限 (5) 組織再編行為による繰上償還 < 前略 > 組織再編行為償還金額(%)											
	償還日	参照バリエーション										
		60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160
	平成27年 6月5日	98.94	101.20	103.78	106.61	110.37	115.68	122.63	130.92	140.16	150.01	160.00
	平成28年 6月5日	98.18	98.70	100.14	102.99	107.51	113.58	120.92	130.01	140.00	150.00	160.00
	平成29年 6月5日	99.00	99.12	99.80	101.89	106.12	112.50	120.52	130.00	140.00	150.00	160.00
	平成30年 5月29日	99.98	99.98	99.98	99.98	100.59	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00

(新株予約権付社債に関する事項)

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

(訂正前)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額(以下、本「1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において「転換価額」という。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をいう。)は、当初、当社の代表取締役社長山下清胤が、当社取締役会の授権に基づき、平成27年5月20日(本新株予約権付社債の発行決議日同日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%以上で、市場動向等を勘案して決定する。但し、転換価額は本項第(4)号に定めるところにより修正され、また本欄第2項第(1)号乃至第(7)号に定めるところにより調整されることがある。</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(4) 本「1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において、「特別配当」とは、平成30年5月29日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金1億円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、各社債の金額(金1億円)を平成27年5月20日又はその翌日に決定する当初の転換価額で除して得られる数値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)に35を乗じた金額とする。)(当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。</p>
-----------------------	--

(訂正後)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額(以下、本「1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において「転換価額」という。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をいう。)は、当初、2,569円とする。但し、転換価額は本項第(4)号に定めるところにより修正され、また本欄第2項第(1)号乃至第(7)号に定めるところにより調整されることがある。</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(4) 本「1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において、「特別配当」とは、平成30年5月29日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金1億円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、1,362,399.5円(基準配当金)(当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。</p>
-----------------------	--

2 【新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

「償還の方法」欄

(訂正前)

償還の方法	2. 社債の償還の方法及び期限 (5) 組織再編行為による繰上償還 組織再編行為償還金額(%)											
	償還日	参照パリティ										
		60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160
	平成27年 6月5日	97.22	99.86	103.08	106.95	111.68	117.46	124.33	132.18	140.87	150.19	160.00
	平成28年 6月5日	98.10	101.01	104.12	107.37	111.35	116.63	123.38	131.41	140.39	150.02	160.00
	平成29年 6月5日	96.59	97.72	99.92	103.41	108.21	114.20	121.19	130.02	140.00	150.00	160.00
	平成30年 6月5日	97.43	98.11	99.79	102.90	107.59	113.71	121.00	130.02	140.00	150.00	160.00
	平成31年 6月5日	98.54	98.72	99.56	101.88	106.27	112.68	120.61	130.00	140.00	150.00	160.00
	平成32年 5月29日	99.97	99.97	99.97	99.97	100.67	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00
	(注) 上記表中の数値は、平成27年5月19日現在における見込みの数値であり、当初の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、当社の代表取締役社長山下清胤が、当社取締役会の授権に基づき、当初の転換価額の決定と同時に決定する。											

(訂正後)

償還の方法	2. 社債の償還の方法及び期限 (5) 組織再編行為による繰上償還 組織再編行為償還金額(%)											
	償還日	参照パリティ										
		60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160
	平成27年 6月5日	97.15	99.78	102.99	106.85	111.59	117.38	124.26	132.13	140.84	150.18	160.00
	平成28年 6月5日	98.04	100.93	104.05	107.30	111.28	116.58	123.35	131.39	140.38	150.02	160.00
	平成29年 6月5日	96.56	97.68	99.87	103.35	108.16	114.16	121.18	130.02	140.00	150.00	160.00
	平成30年 6月5日	97.34	97.94	99.47	102.39	106.88	112.82	120.11	130.00	140.00	150.00	160.00
	平成31年 6月5日	98.52	98.70	99.54	101.87	106.26	112.67	120.61	130.00	140.00	150.00	160.00
	平成32年 5月29日	99.97	99.97	99.97	99.97	100.66	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00

(新株予約権付社債に関する事項)

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額(以下、本「2 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において「転換価額」という。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をいう。)は、当初、当社の代表取締役社長山下清胤が、当社取締役会の授権に基づき、平成27年5月20日(本新株予約権付社債の発行決議日同日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の115%以上で、市場動向等を勘案して決定する。但し、転換価額は本項第(4)号に定めるところにより修正され、また本欄第2項第(1)号乃至第(7)号に定めるところにより調整されることがある。</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(4) 本「2 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において、「特別配当」とは、平成32年5月29日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金1億円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、各社債の金額(金1億円)を平成27年5月20日又はその翌日に決定する当初の転換価額で除して得られる数値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。))に35を乗じた金額とする。)(当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。</p>
----------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額(以下、本「2 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において「転換価額」という。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をいう。)は、当初、2,686円とする。但し、転換価額は本項第(4)号に定めるところにより修正され、また本欄第2項第(1)号乃至第(7)号に定めるところにより調整されることがある。</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(4) 本「2 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において、「特別配当」とは、平成32年5月29日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金1億円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、1,303,053.5円(基準配当金)(当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。</p>
----------------	--

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

d. 割り当てようとする株式の数

(訂正前)

< 前略 >

平成27年5月19日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%に相当する金額及び115%に相当する金額をそれぞれ第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権付社債の当初転換価額とした場合、本新株予約権の全てが当初転換価額で行使された場合に交付される株式の数は5,778,776株となります。

(訂正後)

< 前略 >

本新株予約権の全てが当初転換価額で行使された場合に交付される株式の数は5,711,679株となります。

3 【発行条件に関する事項】

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

(訂正前)

本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は、平成27年5月19日現在の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%に相当する金額及び115%に相当する金額をそれぞれ第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権付社債の当初転換価額として計算した場合、平成27年2月28日現在の当社の普通株式の発行済株式総数31,554,629株の18.31%(総議決権数307,868個の18.77%)となります。また、転換価額が修正される場合における下限修正価額が、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権付社債のそれぞれにつき、当該修正日時点で有効な転換価額の80%に設定されておりますが、同様の前提で当初転換価額の80%に相当する金額をそれぞれ第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権付社債の転換価額として計算した場合の潜在株式数は、発行済株式総数の22.89%となり、本新株予約権付社債の普通株式への転換が進んだ場合、1株当たりの株式価値の希薄化が生じます。

< 後略 >

(訂正後)

本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は、平成27年2月28日現在の当社の普通株式の発行済株式総数31,554,629株の18.10%(総議決権数307,868個の18.55%)となります。また、転換価額が修正される場合における下限修正価額が、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権付社債のそれぞれにつき、当該修正日時点で有効な転換価額の80%に設定されておりますが、同様の前提で当初転換価額の80%に相当する金額をそれぞれ第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権付社債の転換価額として計算した場合の潜在株式数は、発行済株式総数の22.63%となり、本新株予約権付社債の普通株式への転換が進んだ場合、1株当たりの株式価値の希薄化が生じます。

< 後略 >

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
ドイツ証券株式会社	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー	13	0.04%	5,791	15.84%
住友化学株式会社	東京都中央区新川二丁目27番1号	2,235	7.26%	2,235	6.11%
三協立山社員持株会	富山県高岡市早川70番地	1,135	3.69%	1,135	3.11%
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島四丁目16番13号)	973	3.16%	973	2.66%
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	971	3.16%	971	2.66%
三協立山持株会	富山県高岡市早川70番地	931	3.03%	931	2.55%
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り一丁目2番26号	888	2.89%	888	2.43%
ST持株会	富山県高岡市早川70番地	851	2.76%	851	2.33%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	721	2.34%	721	1.97%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	530	1.72%	530	1.45%
計		9,248	30.04%	15,026	41.11%

(注)

<前略>

3. 「割当後の所有株式数」は、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権付社債が平成27年5月19日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%に相当する金額及び115%に相当する金額をそれぞれの転換価額として全て転換された場合に交付される株式(以下「当初行使価額での割当株式」という。)の数に「所有株式数」に記載した株式数を加算した数を記載しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に当初行使価額での割当株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出してあります。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
ドイツ証券株式会社	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー	13	0.04%	5,724	15.68%
住友化学株式会社	東京都中央区新川二丁目27番1号	2,235	7.26%	2,235	6.12%
三協立山社員持株会	富山県高岡市早川70番地	1,135	3.69%	1,135	3.11%
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島四丁目16番13号)	973	3.16%	973	2.67%
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	971	3.16%	971	2.66%
三協立山持株会	富山県高岡市早川70番地	931	3.03%	931	2.55%
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り一丁目2番26号	888	2.89%	888	2.44%
ST持株会	富山県高岡市早川70番地	851	2.76%	851	2.33%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	721	2.34%	721	1.98%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	530	1.72%	530	1.45%
計		9,248	30.04%	14,959	41.00%

(注)

< 前略 >

3. 「割当後の所有株式数」は、本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式(以下「当初行使価額での割当株式」という。)の数に「所有株式数」に記載した株式数を加算した数を記載しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に当初行使価額での割当株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

(訂正前)

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年5月20日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年8月28日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年5月20日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の規定に基づく臨時報告書を平成26年12月22日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年5月20日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成27年1月13日に関東財務局長に提出

(訂正後)

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成27年5月21日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年8月28日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成27年5月21日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の規定に基づく臨時報告書を平成26年12月22日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成27年5月21日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成27年1月13日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成27年5月20日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成27年5月20日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成27年5月21日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成27年5月21日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。